

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月

甲 斐 市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農業生産の方向

- (1) 甲斐市は、富士川の上流域に位置し傾斜地が多いなどの立地特性等により、古くから水稲、養蚕を中心に農業を展開してきたが、都市化の進展や養蚕の衰退から、市街化が進行している地域周辺では消費地に近い立地条件を活かした野菜類を中心とした都市近郊型農業が行われるようになった。また、北部の中山間地域等においては、桑園から果樹（ぶどう、もも）や野菜等への転換が促進されているほか、最北部地域では肉用牛、採卵鶏等の畜産団地が形成されており、今後も甲斐市農業の柱の一つに位置づけ生産拡大を図る。
- (2) 甲斐市の農業構造については、かつての水稲及び養蚕を中心とした農業から、野菜や果樹への転換が進む一方で、交通網の整備に伴う都市化や産業構造の変化等による農業離れが顕著となっており、兼業化がより一層進むとともに、農業者の高齢化と担い手不足が深刻化している。

また、農業者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加も問題となっており、今後は農地の受け手としての農作業受託組織の育成を進め、これらを含む担い手への農地の流動化を積極的に推進する。

さらに、都市近郊型農業の維持・発展に向け、野菜、果樹などの収益性の高い作目への転換、産地化を推進し、新規就農者や若手農業者が取り組みやすい環境づくりを行うことで、担い手の確保・育成を図るとともに、農地の市民農園としての活用により地元農家と都市住民による田植、稲刈り、棚田保全の取り組み等、都市農村交流を推進する中で、農用地の保全に努める。

### 2 施策の展開方向

- (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標と施策の方向

#### ① 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

甲斐市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保及び育成を図ることとする。

具体的な経営の指標は、甲斐市及びその周辺市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間1,800時間程度、主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得450万円程度を目標としつつ、更なる経営の効率化、所得向上に向けた取り組みを進めることとし、これらの目標を上回る経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目指す。

#### ② 施策の方向

甲斐市は、将来の甲斐市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的な条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、甲斐市は、甲斐市地域農業再生協議会の構成員である農業協同組合、農業委員会、県関係機関等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行い、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の甲斐市地域農業再生協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。また、農業の将来方向については耕種農家と畜産農家の連携強化、堆肥施設の設置、環境保全型農業の推進、GAP（農業生産工程管理）の取り組み支援、4パーミル・イニシアチブ（土壌に炭素を貯留し、地球温暖化の抑制に貢献する取り組み）、アニマルウェルフェア（家畜を快適な環

境で飼養する取り組み)の推進による持続性の高い農業生産方式を推進する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、効率的な農業経営のため集団化・連担化した条件で担い手に農用地が集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立又は認定農業者への集積に誘導するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域の話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう地域農業者内の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手が不足している地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度について普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。また、集落内での組織化・法人化が厳しい地域については、他集落からの参入若しくは他集落との協業により組織化・法人化に取り組めるよう指導・助言を行う。

また、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、既に活動している各地域の受託組織・法人と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県関係機関の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入及びスマート農業やデータ農業を推進する。

さらに、集出荷施設整備、予冷・保冷施設整備、統一出荷体制の整備、6次産業化の推進、輸出の促進、高付加価値化やブランド価値向上等の流通・加工の効率化及び高度化を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけとなっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、都市的地域・平地地域・中山間地域をもつ本市においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人・特定農業団体の設立を図る。

さらに市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、甲斐市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした畑地帯総合整備事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのよ

うな農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分検討を行う。

なお、こうした取り組みについては、地域農業の将来のあり方をまとめた「地域計画」と調和を図りながら推進する。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

### ① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

甲斐市の新規就農者数は、令和4年度には16人であり、近年は、微増の状況となっているが、市の農業生産の維持・確保を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

上記に掲げる状況を踏まえ、甲斐市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

また、中高年者の就農や企業の農業参入の促進、農福連携の取り組みの支援など、多様な担い手の確保・育成に取り組む。

### ② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

甲斐市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（250万円程度）を目標とする。

### ③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については総合農業技術センター、果樹試験場、中北地域普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、親の農業技術や経営資源を確実に継承することができる農家子弟の親元就農を促進するとともに、優良な個人経営体の法人化を積極的に推進し、雇用就農の受け皿となる法人の増加を図る。

## (3) 甲斐市地域農業再生協議会の事業推進

甲斐市は、甲斐市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催を行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある敷島地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同協議会の下に日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする本市においては、新規の集約的作目の導入を図るため、同協議会の下に、市場関係者やJA全農やまなし園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に甲斐市及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ、甲斐市における主要な営農類型についてこれ

を示すと次のとおりである。

【個別経営体】

(農業経営の指標の例)

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
果樹+野菜 (ぶどう+ ネギ+キュ ウリ)	シャインマス カット 25a  種なしピオー ネ 20a  ネギ秋冬どり 30a  ネギ初夏どり 30a  露地キュウリ 10a	【資本装備】 作業場・車庫・収納庫・ス <sup>レ</sup> ード ス <sup>レ</sup> イヤ <sup>ー</sup> ・トラクター・軽トラ ック・ブドウ棚・乗用モア・ 動力噴霧機・根切り葉切り 機・皮むき機等  【技術・作付体系】 (ブドウ) 収穫期：8月上旬～9月下旬  (ネギ秋冬どり) 定植：5月中旬 収穫：10～3月 (ネギ初夏どり) 定植：12月中旬～下旬 収穫：翌年6月下旬～7月下旬  (露地キュウリ) 定植：7月上旬 収穫：8月中旬～10月中旬  【その他】 改植用ほ場の確保	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保
果樹+野菜+ 水稻 (ぶどう+ スイートコ ーン+ナス+ 水稻)	シャインマス カット 25a  種なしピオー ネ 20a  スイートコー ン二重トンネ ル 30a  スイートコー ン一重トンネ ル 30  夏秋ナス 10a  水稻 30a	【資本装備】 作業場・車庫・収納庫・ス <sup>レ</sup> ード ス <sup>レ</sup> イヤ <sup>ー</sup> ・トラクター・軽トラ ック・動力噴霧機・ブドウ棚・ 乗用モア・田植機・コンバイ ン・マルチャー等  【技術・作付体系】 (ブドウ) 収穫期：8月上旬～9月下旬  (スイートコーン) ・二重トンネル 播種：2月上旬～中旬 収穫：5月下旬～6月下旬 ・一重トンネル 播種：2月下旬～3月上旬 収穫：6月中旬～下旬  (夏秋ナス) 定植：5月上旬 収穫：6月上旬～11月上旬	複式簿記の記帳 青色申告の実施	主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保

		<p>(水稲) 田植：6月上旬(購入苗移植) 刈取：10月上旬</p> <p>【その他】 改植用ほ場の確保</p>		
<p>果樹+野菜 (モモ+ナス+サツマイモ)</p>	<p>日川白鳳 20a 白鳳 20a 川中島白桃 10a 抑制ナス 20a サツマイモ 40a</p>	<p>【資本装備】 作業場・車庫・収納庫・ｽﾌﾟﾚｰﾄﾞ ｽﾌﾟﾚｰｰ・トラクター・軽トラ ック・果樹収穫作業台車・乗 用モア・動力噴霧機等</p> <p>【技術・作付体系】 (モモ) 収穫期：6月下旬～7月中旬</p> <p>(抑制ナス) 定植：6月下旬 収穫：7月下旬～11月中旬</p> <p>(サツマイモ) 定植：5月下旬 収穫：9月上旬～中旬</p> <p>【その他】 改植用ほ場の確保 光センサーでの選果</p>	<p>複式簿記の記帳 青色申告の実施</p>	<p>主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保</p>
<p>果樹+野菜+ 水稲 (モモ+ナス+水稲)</p>	<p>日川白鳳 20a 白鳳 20a 川中島白桃 10a 抑制ナス 20a 水稲 40a</p>	<p>【資本装備】 作業場・車庫・収納庫・ｽﾌﾟﾚｰﾄﾞ ｽﾌﾟﾚｰｰ・トラクター・軽トラ ック・果樹収穫作業台車・乗 用モア・動力噴霧機等</p> <p>【技術・作付体系】 (モモ) 収穫期：6月下旬～7月中旬</p> <p>(抑制ナス) 定植：6月下旬 収穫：7月下旬～11月中旬</p> <p>(水稲) 田植：6月上旬(購入苗移植) 刈取：10月上旬</p> <p>【その他】 改植用ほ場の確保 光センサーでの選果</p>	<p>複式簿記の記帳 青色申告の実施</p>	<p>主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保</p>

<p>水稲+野菜 (水稲+サトイモ+スイートコーン+ナス)</p>	<p>水稲 40a サトイモ 30a スイートコーン二重トンネル 40a スイートコーン一重トンネル 40a スイートコーン露地 40a 夏秋ナス 20a</p>	<p><b>【資本装備】</b> 作業場・車庫・収納庫・トラクター・軽トラック・田植機・コンバイン・動力噴霧機等</p> <p><b>【技術・作付体系】</b> (水稲) 田植：6月上旬(購入苗移植) 刈取：10月上旬</p> <p>(サトイモ) 定植：3月中旬 収穫：8月下旬～10月上旬</p> <p>(スイートコーン) ・二重トンネル 播種：2月上旬～中旬 収穫：5月下旬～6月下旬 ・一重トンネル 播種：2月下旬～3月上旬 収穫：6月中旬～下旬 ・露地 播種：3月下旬 収穫：6月下旬～7月上旬</p> <p>(夏秋ナス) 定植：5月上旬 収穫：6月上旬～11月上旬</p>	<p>複式簿記の記帳 青色申告の実施</p>	<p>主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保</p>
<p>水稲+野菜 (水稲+キュウリ+ネギ+スイートコーン)</p>	<p>水稲 40a 露地キュウリ 20a ネギ秋冬どり 40a ネギ初夏どり 40a スイートコーン二重トンネル 40a スイートコーン一重トンネル 40a</p>	<p><b>【資本装備】</b> 作業場・車庫・収納庫・トラクター・軽トラック・田植機・コンバイン・根切り葉切り機・皮むき機・動力噴霧機等</p> <p><b>【技術・作付体系】</b> (水稲) 田植：6月上旬(購入苗移植) 刈取：10月上旬</p> <p>(露地キュウリ) 定植：7月上旬 収穫：8月中旬～10月中旬</p> <p>(ネギ秋冬どり) 定植：5月中旬 収穫：10～3月 (ネギ初夏どり) 定植：12月中旬～下旬 収穫：翌年6月下旬～7月下旬</p>	<p>複式簿記の記帳 青色申告の実施</p>	<p>主たる従事者数 2人 臨時雇用の確保</p>

		(スイートコーン) ・二重トンネル 播種：2月上旬～中旬 収穫：5月下旬～6月下旬 ・一重トンネル 播種：2月下旬～3月上旬 収穫：6月中旬～下旬		
畜産 (肉牛：黒毛和種・肥育)	肉牛 130頭	【資本装備】 牛舎・飼料庫・飼料タンク・ショベルローダー・カッター、トラック・軽トラック・堆肥舎等 【技術・作付体系】 ・繁殖和牛 30頭、肥育 80頭、年間出荷頭数 40頭 ・自家産和牛子牛の生産 ・肥育素牛を年間 10頭導入 ・繁殖和牛は自家 ・9ヶ月齢肥育(体重 272kg)、肥育期間 20ヶ月 ・出荷月齢 29ヶ月、出荷体重 750kg ・飼料は流通飼料、稲発酵粗飼料、国産稲わらを利用 ・ふんは堆肥化し販売	複式簿記の記帳 青色申告の実施	1 経営体 雇用の確保
畜産 (鶏：平飼い採卵)	鶏 6,000羽	【資本装備】 鶏舎・管理舎・洗卵室・自動給餌・給水器・洗卵選別機・軽四トラック、飼料タンク、堆肥集積場、採卵巣箱、高圧洗浄機、ローター、インバータファン、集卵装置、動噴等 【技術・作付体系】 ・6,000羽(成鶏常時 5,500羽) ・大雛導入(120日齢)日産卵量 55g、産卵期間 410日、産卵率 85% ・平飼い(簡易ビニールハウス)、オールインオールアウト方式 年3回導入 ・鶏糞は、たい肥集積場を利用しながら発酵鶏ふんたい肥を製造、周辺農家と鶏糞交換 ・AWに配慮した生産技術の導入	複式簿記の記帳 青色申告の実施	1 経営体 雇用の確保

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、甲斐市及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ、甲斐市における主要な営農類型については、「第2 農

業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的なかつ安定的な農業経営の指標」を参考にし、年間所得目標は概ね250万円、年間労働時間1,800時間程度とする。

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

甲斐市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度の活用を図るとともに人材育成方針を定め、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### 2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポート等を行う。

##### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

###### ① 受入環境の整備

ア 山梨県農業経営・就農支援センターや中北地域普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

###### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

###### ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

甲斐市が主体となって山梨県立農林大学校や中北地域普及センター、農業委員会、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

###### ② 就農初期段階の地域全体での支援

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、協議の場での話し合いに基づく「地域計画」の策定を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために甲斐市の新規就農者や認定農業者との交流会の場を設ける。農業協同組合等と連携して、農産物等直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

###### ③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げた「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

また、経営の自己点検を促すため、国が開発した「新たな農業経営指標による経営改善実践システム」の活用を推進する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

「地域計画」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については山梨県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については山梨県立農林大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては中北地域普及センター、JA組織、甲斐市認定農業者や指導農業士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

**第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市が策定する地域計画の実現に向けて、担い手間の調整やほ場整備等を行い、県、市、農業委員会及び農地中間管理機構が一体となって農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者をはじめ、多様な担い手へ農用地の集積を進める。

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェア目標	備 考
甲斐市全域	43%	

(注) 1 目標年次は令和14年度とする。

2 この目標は、個別経営体、組織経営体（大規模法人、参入企業）及び地域営農集団の農用地利用（水稲においては基幹3作業の全てを、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含む）面積の目標である。

3 山梨県の方針が示されたことに鑑み、甲斐市では小規模農家が多いことを踏まえ、43%を目標とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

- (2) 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻、果樹の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

利用権設定等促進事業については、農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和5年4月施行）により、農地中間管理事業への統合が進められているため、本市と農地中間管理機構の業務の円滑な統合に向け調整を進めるとともに、統合までの間、本事業の適切な運用を図る。

### 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施を促進するための方策

甲斐市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 農用地利用改善事業の実施区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利害関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6号の認定申請書を甲斐市に提出して、農用地利用規定について甲斐市の認定を受けることができる。
- ② 甲斐市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 甲斐市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を甲斐市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 甲斐市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、農用地利用規程の内容が(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用

権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善団体に対する指導・援助

- ① 甲斐市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるように必要な指導・援助に努める。
- ② 甲斐市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県関係機関、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（山梨県農業振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、甲斐市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これら機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

甲斐市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業受託に伴う労賃、機械償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があつた場合は、農作業の受託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の

整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、令和3年3月19日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、令和5年9月6日から施行する。